# 違法ドラッグ対策に関する提言(案)

### 消費者委員会が違法ドラッグ問題を消費者問題の1つとして取り上げる事由

- 1. 違法ドラッグは、強い常習性を持つ麻薬や覚せい剤などへの入門薬物であり、使用することにより精神錯乱等 青少年の体に大きな影響を与え、場合によっては死に至らせるものもある。
- 2. こうした薬物乱用のきっかけとなる商品が、オープンマーケットで市場適合商品として自由に販売され、青少年 も簡単に手に入れることができる状況にあることは、消費者安全の観点から大いに問題があると考える。
- 3. 販売主は、あたかも危険な薬物でないかのように装って販売することが多く、取引上の問題、重大な副作用等の不利益事実に関する不告知に当たる可能性もある。

このように、違法ドラッグについては、市場適合商品であるかのような様相を呈しつつ、消費者の健康に対して非常に有害なものが市場に出回っており、消費者問題として違法ドラッグ問題に取り組み、これを一般市場から排除していくことが重要である。

### 厚労省への提言

- 〇 指定薬物への指定の迅速化
- 新たな違法ドラッグに関する情報収集・監視力 の強化
- 薬事法違反として一括で規制対象とする 「包括指定」の導入
- O 麻薬取締官(員)への違法ドラッグ取締権 限の付与など、取締り体制の強化
- 〇 関係行政機関との取締り協力体制の強化

#### 関係府省等への提言

(内閣府、警察、財務、文科、厚労、国交等)

- 個人輸入等、海外からの入手機会の規制 施策の実施
- 〇 広告監視・規制の強化
- 〇 啓発事業の推進
- 〇 被害者情報等の情報の一元化
- 〇 健康被害に関する消費者等からの相談窓 口の設置

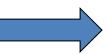
# 違法ドラッグ対策:3段階の規制

(厚生労働省作成資料)

違法ドラッグ

- ・乱用に供することを意図して販売等がなされる → 一義的には無承認無許可医薬品として取締り
- ・人体適用(乱用に供する用途)を標榜せず、医薬品該当性の立証が困難
- ・依存性、精神毒性等の有害性が立証されておらず、麻薬及び向精神薬取締法の規制対象外





指定薬物

- ・精神毒性(幻覚、中枢神経系の興奮・抑制)を有し、人に使用された場合に 保健衛生上の危害のおそれがある物質
- ・あらかじめ定めた正当な用途以外の用途を規制することにより、乱用を防止

